

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 竜ヶ森トンネル補強工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>特記仕様書P. 21「22-6」断面修復工について断面修復工に使用する材料について明記がありませんが、共通仕様書17-9-3(3)「材料」に従い、「構造物施工管理要領」Ⅲ-3-3-4及び3-3-5の規定に適合するもので良いでしょうか。また、設計図(8/200)に断面修復工B1、設計図(69/200)に断面修復工A1の記載がありますが、使用材料の仕様の記載がありません。標準使用量、種別、規格など仕様をご提示願います。</p>	<p>断面修復工に使用する材料は、共通仕様書17-9-3(3)「材料」に従い、「構造物施工管理要領(R2.7)」Ⅲ-3-3-4及び3-3-5の規定に適合するもので良いです。 また、使用材料の仕様については、上記施工管理要領に記載のとおりです。</p>
2	<p>技術提案の「評価項目① 社会要請 特別な安全対策 車線規制による工事施工について、一般車両通行帯との境界上での施工時における一般車両への安全対策に関する提案」への質問です。 本工事の設計図書に「一般車両通行帯との境界上の施工」に関する記載が散見(特記仕様書P13「12-4」飛散防止対策や参考図(2/25)に示す作業等)されますが、技術提案の評価対象となる、特定の作業内容や施工方法があるのでしょうか。 また、評価項目①において、個別具体的な作業内容や施工方法で評価対象外となるものはあるのでしょうか。</p>	<p>本工事で「一般車両通行帯との境界上での施工」の方法について、弊社が指定・限定している工法・方法はあります。 弊社HP掲載の土木工事等請負契約書(総則)第1条第3項に示すとおり、施工方法等については受注者の施工計画によるものとなります。 例示された、「特記仕様書P13「12-4」飛散防止対策や参考図(2/25)に示す作業等」は一例であって、提案内容を指定・限定するものではありません。 従いまして、評価項目①は一般車両通行帯との境界上で実施される全ての施工(作業)に対して、その全てまたは一部に寄与する「特別な安全対策」の内容に応じ評価いたします。 また、個別具体の提案内容につきましては、参加者それぞれのノウハウが含まれることから、技術提案書のヒアリング時の技術交渉での対応となります。ヒアリング後、必要に応じ改善技術提案書の提出を受け、その内容に基づいて評価項目①を評価します。</p>